

財務省告示第三百六十四号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成十六年七月三十日に発行した利付国債の発行条  
 件等を次のとおり告示する。  
 平成十六年八月九日  
 財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
名称及び記 号	発行の根拠	法律及びそ の条項の適 用等	発行方法	発行額	払込金額	最低額面金 額	振替単位	発行日	発行価格	利率
利付国庫債券（五年）（第三十八 回）	財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。）の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 国民年金法等の一部を改正する 法律（平成十二年法律第十八号）	附則第三十七條第一項の規定に 基づき厚生労働大臣から年金資 金運用基金に寄託された資金に よる引受け	額面金額で三千三百四十億円 三十三億四千九百八十万円 五万円	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。 平成十六年七月三十日	額面金額百円につき百円二十七 銭	〇・九パーセント			

十二

の経過  
払込み子

年金資金運用基金理事長は、払  
込金額に加え、次の算式により  
算出した金額を第十八号に規定  
する期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{償還総額} \times 0.9}{100} \times \frac{40}{365}$$

十三

初期  
利子

平成十六年十二月二十日を  
期とし、次の算式により算出  
た金額を支払う。ただし、支  
期が銀行休業日に当たるとき  
は、その翌営業日に支払う（以  
下、次号及び第十五号において  
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{償還総額} \times 0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期  
以後の  
利子

毎年六月二十日及び十二月二十  
日を支払い期とし、各支払期にお  
いて、その日以前六月間に属す  
る利子を支払う。

十五

償還  
償還  
金額  
限度

平成二十一年六月二十日  
額面金額百円につき百円

十六

元利  
支払  
場所

日本銀行

十七

払込  
期日

平成十六年七月三十日

十八

払込  
期日

平成十六年七月三十日